

株式会社関西新幹線サービック
代表取締役社長 小寺 忠幸殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 笹田 伸治

第二事業所における新型コロナウイルス感染者発生に関する緊急申し入れ

第二事業所において新型コロナウイルス感染者が発生している。最近では、京都事業所においても複数名の感染者が発生している。全国では8万人を超える感染者が発生しており、誰でも感染する状況になっている。このような状況において、新型コロナウイルス感染拡大防止対策はより一層重要になるが、サービックにおける感染拡大防止対策は十分なものとはなっていない。

よって、以下のとおり申し入れるので早急に回答すること、および感染拡大防止対策を講じること。

記

1. サービックとして新型コロナウイルス感染者が発生したときの対応マニュアルがあるのか明らかにすること。また、対応マニュアルがあるなら社員に開示すること。
2. 今回の第二事業所の新型コロナウイルス感染者に対する濃厚接触者の判定は、誰がどのような内容で行ったのか明らかにすること。
3. 濃厚接触者の定義に「近い席で長時間過ごした」「換気の悪い空間で長時間一緒に過ごした」とあるが、第二事業所営業科（遺失担当、車いす担当）の詰所は狭く換気も十分ではない。一緒に仕事をした社員が濃厚接触者に指定されてもおかしくない詰所の環境（特に換気）を早急に改善すること。
4. 同じ詰所に長時間一緒にいた社員に対して、感染者発生の連絡と社員の体調管理（体温の測定など）を行わなかった理由を明らかにすること。
5. 新型コロナウイルス感染者が発生したときは、濃厚接触者の指定に関係なく、同じ詰所で長時間一緒に仕事をした社員に対して、新型コロナウイルス感染者発生の連絡と体調管理を行うこと。また、必要と判断すればPCR検査や抗原検査を実施すること。
6. 第二事業所営業科の社員は行政からエッセンシャルワーカーとして指定されているのか。また、指定されているなら指定日を明らかにすること。

以上